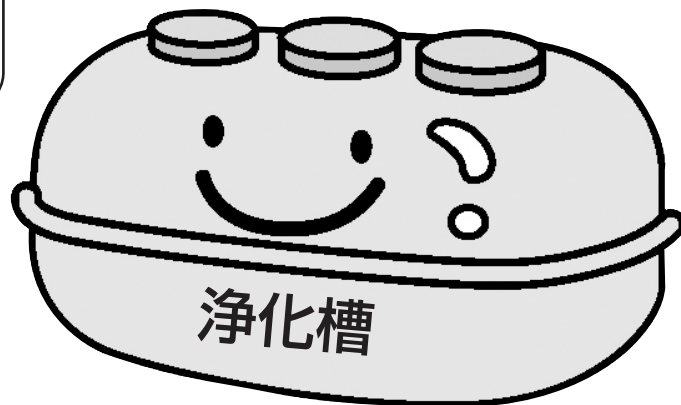


浄化槽は365日 働いています。

～浄化槽を適正に管理しましょう～

浄化槽の正しい使用
が、河川や海の水質保
全につながります。



法定検査

○適正に維持管理されているか法定検査を受ける必要があります。
検査は県指定の実施機関が行います。毎年受検しましょう。

●実施機関

公益社団法人

島根県浄化槽普及管理センター

TEL:0852-24-8165



保守点検

○正常に浄化槽を機能させるためには、
定期的な保守点検が必要です。県知事
の登録を受けた業者に委託しましょう。

清掃

○汚泥がたまりすぎると、悪臭の発生、汚
泥の流出の原因となります。市町村長
の許可を得た業者に清掃を委託しま
しょう。